

資本市場

INFORMATION

東海地区における株主コミュニティ制度の活性化に向けたサポート業務の提供開始について 株式会社名古屋証券取引所

名古屋証券取引所（以下「当取引所」といいます。）と日本証券業協会は、東海地区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を指します。）における非上場株式を取り扱う株主コミュニティ制度（※）の活性化に向けて連携することとしました。主なポイントは以下の通りです。

1. 目的

●上場審査業務に係る知見を有する当取引所が、証券会社が株主コミュニティ組成時に実施する発行者の審査業務をサポートすることにより、証券会社の株主コミュニティ運營業務への参入を促進し、東海地域の優良企業を株主コミュニティ銘柄として創出することにより、地域企業の発展、地方創生及び地域経済の活性化に資することを目的としています。また、当取引所は、将来的な上場会社、取引参加者及び個人投資家の増加につながることも目的としています。

2. 概要

●当取引所は、株主コミュニティを組成しようとする証券会社からの委託に基づき、発行者（対象とする発行者は、当面、有価証券報告書提出会社や会社法監査の受検会社に限ります。また、東海地区以外の発行者についても委託することは可能です。）に関して、①発行者及びその行う事業の実在性、②発行者の財務状況、③発行者の法令遵守状況を含めた社会性、④反社会的勢力への該当

性、反社会的勢力との関係の有無を調査し、その調査結果レポートの提供等を行います。

●委託元証券会社は、当取引所から提供を受けた調査結果レポートを補助資料として発行者審査（日本証券業協会の定める「株主コミュニティに関する規則」第5条に規定する「発行者についての審査」をいいます。）を行い、株主コミュニティの組成の可否判断を行います。（当取引所としては、この可否判断には関与しません。）

●本サポートの利用料は、当取引所の取引参加者である場合は30万円、取引参加者でない場合は50万円とします。

●本サポートは、2022年12月1日より開始します。

（※）株主コミュニティ制度とは、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として、証券会社が非上場株式の銘柄ごとに株主コミュニティを組成し、これに参加する投資者に対してのみ投資勧誘を認める仕組みです。

詳細は、名証ホームページ（<https://www.nse.or.jp/about/kabucommunity/>）に掲載（下記QR）。

